

スマヤ訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人スマヤが開設するスマヤ訪問看護ステーション指定居宅介護支援事業（以下「事業所」という。）が実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスを適切に利用することができるよう、当該要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づきサービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等の連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の基本方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、医療機関、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 : スマヤ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 : 和歌山県和歌山市納定 11-4

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 この事業に従事する者の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・主任介護支援専門員）

事業所における介護支援専門員その他従事者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定された指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤職員 2名以上）

要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等の心身の状況等や置かれている環境に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、適切な居宅サービス計画を作成するとともに当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うものである。

(3) 事務職員 1名（常勤1名）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日（土曜日は午前中）までとする。

但し、日曜日、国民の祝日、12月30日から1月3日までは休日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時（土曜日は午後12時30分）までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 この事業における居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式とする。

3 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成する。

4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者より専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（その他の内容及び手続きの説明及び同意）

第7条

1 この事業は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申し込み者又はその

家族に対し、本運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められている重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 この事業は、利用者が要介護認定の申請及び、状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるように援助する。利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行うものとする。
- 3 この事業は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行うものとする。

(利用料)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は次のとおりとする。

- 1 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料は徴収しないものとする。
- 2 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

(通常事業の実施地域)

第 9 条 この事業の通常の実施地域は和歌山市、岩出市とする。

(個人情報保護)

第 10 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 この事業において得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(介護予防支援の受託事業について)

第 13 条 当居宅介護予防事業所では地域包括支援センター等による受託を受け、要支援者に対する介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援し、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すために、介護給付と連続性及び一貫性をもった介護予防支援業務を行う。

(利用定員)

第 14 条 居宅介護支援業務は、介護支援専門員一人当たりにつき 50 人未満を限度とする。

(受託料と業務)

第 15 条 介護予防支援業務に係る受託に際しては、別途契約書に定めるものとし、受託料や支援業務に関わる細部についても関係市町村ならびに地域包括支援センター等に定めに順ずるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、休職や退職等により職を離れた後も業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。

4 事業所は、居宅介護支援の提供に関して記録することとし、居宅介護支援を提供した日から 5 年間保存することとする。

5 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人スミヤと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 15 年 4 月 21 日から一部改正する。

この規程は、平成 16 年 1 月 5 日から一部改正する。

この規程は、平成 16 年 8 月 10 日から一部改正する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 18 年 10 月 10 日から一部改正する。

この規程は、平成 19 年 2 月 16 日から一部改正する。

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 22 年 1 月 4 日から一部改正する。

この規程は、平成 23 年 9 月 20 日から一部改定する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から一部改定する。

この規程は、令和元年 12 月 30 日から一部改定する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改定する。

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から一部改定する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改定する。